

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで
申立期間の国民年金保険料は、第 2 回特例納付により申立期間直前の昭和 45 年 5 月から 46 年 3 月までの保険料と一緒に納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、第 2 回特例納付により申立期間直前の昭和 45 年 5 月から 46 年 3 月までの保険料と一緒に納付したはずであると申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 45 年 5 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、申立期間直前の昭和 45 年 5 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料を、第 2 回特例納付により 49 年 11 月 26 日に納付していることが確認できる上、申立人が記憶している保険料額は申立期間を納付するのに実際に必要となる金額と一致しており、申立人の申述に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の前後を含め、申立期間以外の期間の国民年金保険料を全て納付していることから、国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられ、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から49年3月まで
② 昭和54年12月
③ 昭和63年12月

申立期間①については、昭和49年3月頃にA区役所国民年金課で国民年金の加入手続をした際、過去2年間の国民年金保険料を遡って納付できるとの説明を受け、私がおその日にまとめて納付した。

申立期間②及び③については、A区役所及びB区役所の窓口で私が現金で納付した。

申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和49年3月頃にA区役所国民年金課で国民年金の加入手続をした際、過去2年分の国民年金保険料を遡って納付できるとの説明を受け、申立人がその日にまとめて納付したと申述している。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年9月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①のうち、48年7月から49年3月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、昭和49年4月から50年3月までの保険料を50年9月頃に遡って納付したものと推認され、その時点で納付可能な48年7月から49年3月までの9か月と短期間である当該期間の国民年金保

保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間①のうち、昭和46年9月から48年6月までの期間については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年9月頃の時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、A区役所の窓口で現金で国民年金保険料を納付したと申述しているが、オンライン記録によると、申立人は昭和54年12月に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した記録となっており、その直後の申立人が国民年金の資格を取得した時期が、平成4年5月11日付けで昭和55年1月1日から54年12月31日に訂正されており、当該訂正がされる前は申立期間②は国民年金の未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人はB区役所の窓口で現金で国民年金保険料を納付したと申述しているが、オンライン記録によると、申立人は昭和63年12月に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した記録となっており、その直後の申立人が国民年金の資格取得した時期が、平成4年5月11日付けで63年12月に追加訂正されており、当該訂正がされる前は申立期間③は国民年金の未加入期間であったと推認され、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

私は昭和 49 年 10 月に結婚し、その際、夫又は義母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。国民年金加入期間中の保険料は、申立期間を除き全て納付済みとなっており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が結婚した昭和 49 年 10 月頃に、その夫又は義母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 49 年 12 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和 49 年 9 月から 60 歳に達する前月の平成 22 年*月までの期間について、申立期間の前後を含め、申立期間以外の期間の国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられ、9 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの期間及び6年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から5年3月まで
② 平成6年1月から同年3月まで

私が20歳になった平成4年*月頃に、両親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。その当時は、私は大学生であり、両親は私の就職以前の、平成7年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった平成4年*月頃に、その両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、7年3月までの国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から4年12月頃に払い出されたと推認され、申立期間①及び②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間①直後及び申立期間②前後の期間は、それぞれ国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間①は5か月、申立期間②は3か月とそれぞれ短期間であるこれらの保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 51 年 9 月から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は夫の銀行口座から口座振替で納付していた。万一、引き落とし不能となって納付書が送られてきた場合は、その納付書で納付しているはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 9 月から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料はその夫の銀行口座から口座振替で納付しているか、又は納付書で納付しているはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによって、申立人の申述どおり、同年 9 月頃に払い出されていると推認され、このことから、申立期間は納付可能な期間である。

また、A 市の国民年金被保険者名簿から、申立人が昭和 56 年度から国民年金保険料の口座振替を行っていたことが確認できる上、オンライン記録から、申立期間に符合すると推認される納付書が昭和 61 年 7 月 8 日に発行されていることが記録されていることから、申立人の申述に不自然さは見られない。

さらに、申立期間の直前は納付済みとなっており、3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年頃は家業を手伝っており、制度の開始とともに国民年金へ加入した。申立期間の国民年金保険料は、A区役所から取りに来たか、又は私自ら郵便局等で納付書により納めており、当初の保険料は100円であったことを覚えている。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃、国民年金制度の開始とともに国民年金へ加入し、申立期間の国民年金保険料は、A区役所から取りに来たか、又は申立人自ら郵便局等で納付書により納めたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、国民年金の制度開始時点から37年3月頃までに払い出されたと推認され、このことから申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、A区職員によると、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、集金人による納付か、区役所等で印紙検認による納付であり、過年度納付の場合は、郵便局で納付することが可能だったのではないかとしており、申立人の申述に不自然さは見られない。

さらに、申立期間以外に未納は無く、12か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から59年9月まで

申立期間について、私は、大学院に在学していた際に体調を崩し、その後は病気が完治せず、入退院を繰り返したため大学院を卒業しても就職をすることは不可能となったことから、私の将来を心配した母がA市役所で国民年金への加入手続をして、私の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和58年10月から59年9月までの期間について、申立人は、大学院に在学していた際に体調を崩し、その後は病気が完治せず、入退院を繰り返したため大学院を卒業しても就職をすることは不可能となったことから、申立人の将来を心配したその母がA市役所で国民年金への加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を納付したとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和60年12月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち58年10月から59年9月までの期間については、保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、その母は保険料を遡って納付した明確な記憶は無いとしているが、A市保管の申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和61年11月7日に59年10月から60年3月までの国民年金保険料を遡って納付していることから、58年10月から59年9月までの期間の国民年金保険料を遡って納付した可能性は否定できず、申立人の将来を心配してい

たその母が 12 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 58 年 9 月までの期間についても、申立人は、上記と同様の申立をしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり 60 年 12 月頃払い出されたと推認され、その時点では、55 年 4 月から 58 年 9 月までは時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち昭和 55 年 4 月から 58 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から49年12月までの期間及び62年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から53年3月まで
② 昭和59年4月から62年3月まで
③ 昭和62年4月から平成元年3月まで

私は、昭和53年頃に、遡って国民年金に加入して、保険料を納付できることをテレビや広報誌で知り、A市役所で株式会社Bを退職した41年2月まで遡って加入手続をするとともに、60万円から70万円の保険料をその場で小切手により納付した。

また、遡って国民年金保険料を納付した後は、同市役所から送付されてくる納付書によりその都度銀行で保険料を納付しており、免除申請をしたことはない。

申立期間①及び③の国民年金保険料が未納となっていること、申立期間②が申請免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A市役所で昭和41年2月まで遡って国民年金に加入するとともに、その場で60万円から70万円の保険料を小切手で納付したとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から55年4月から同年5月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びA市国民年金被保険者名簿から申立期間①直前の41年2月から43年1月までの期間（24か月）は55年6月30日に第3回特例納付により保険料が納付されていることが確認でき、また、

その妻も国民年金被保険者台帳（旧台帳）から41年2月から44年8月までの期間（43か月）は55年6月に第3回特例納付により保険料が納付されていることが確認できることから、申立人及びその妻の第3回特例納付を行った55年6月30日の時点においては、41年2月から43年1月までの期間（24か月）、厚生年金保険加入期間（株式会社B在職期間のみ計算）及び60歳までの国民年金保険料納付可能期間の合計は222か月であり受給要件の300か月を満たさないため、41年2月から43年1月までの期間（24か月）のみ特例納付するのは不自然である。

また、申立人は、夫婦二人分で60万円から70万円の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、夫婦二人で60万円の国民年金保険料を特例納付した場合、申立人の昭和41年2月から43年1月までの第3回特例納付済み期間及びその妻の41年2月から44年8月までの第3回特例納付済み期間に係る特例納付保険料の金額の合計は26万8,000円であり、60万円との差額は33万2,000円となり、その額は83か月分の第3回特例納付保険料額に相当し、これによる特例納付対象期間は、43年2月から49年12月までの期間となる。

さらに、当該83か月と厚生年金保険加入期間51か月（株式会社B在職期間のみ計算）、第3回特例納付済み期間24か月及び60歳までの国民年金保険料納付可能期間147か月との合計は305か月となり、受給要件の300か月を満たすことから、当該期間について第3回特例納付を行ったと考えるのが合理的である。

一方、申立期間①のうち昭和50年1月から53年3月までについては、申立人が第3回特例納付を行った時点においては、上記のとおり、102か月以上納付すれば受給要件の300か月を満たすことができたこと、及び申立人及びその妻に係る41年2月から53年3月までの期間の特例納付保険料及び53年4月から56年3月までの保険料の合計は約140万円であることから判断すると、申立期間①のうち50年1月から53年3月までの期間の保険料については納付しなかったと推認される。

- 2 申立期間②について、申立人は、過去の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した後は、A市役所から送付されてくる納付書によりその都度金融機関で保険料を納付し、免除申請したことはないとしている。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間②については、昭和59年7月18日、60年7月1日及び61年7月1日に免除申請を行い、59年10月5日、60年10月2日及び61年10月28日に処理したことが記載されている上、その妻も同期間は申請免除となっている。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料

を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③のうち昭和 62 年 7 月から同年 12 月までの期間は、その妻の国民年金保険料は納付済みであり、同居していた申立人の保険料も一緒に納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間③のうち昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間はその妻も国民年金保険料が未納となっており、また、63 年 1 月から平成元年 3 月までの期間はその妻は申請免除となっている。

また、申立人が申立期間③のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 このほか、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人が行ったとする申立期間のうち昭和 50 年 1 月から 53 年 3 月までの期間、62 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 63 年 1 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月から 49 年 12 月までの期間及び 62 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から57年3月まで

私の国民年金は、昭和50年1月頃、亡き父がA町役場(現在は、B市C支所)で加入手続をしてくれた。56年10月に結婚した後は元夫が保険料を納付してくれていたが、離婚しているので詳細は分からない。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月頃、その亡き父がA町役場で国民年金の加入手続をしてくれ、56年10月に結婚した後は、その元夫が国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、51年11月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、20歳から国民年金に加入し、申立期間を除き未納期間は無いことから、保険料の納付意識は高かったと考えられる上、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間、56 年 4 月から同年 9 月までの期間、59 年 4 月、60 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成元年 8 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 59 年 4 月
④ 昭和 60 年 9 月から同年 12 月まで
⑤ 平成元年 8 月
⑥ 平成元年 11 月

私は A 区で寿司屋の修業をしていた昭和 41 年又は 42 年頃国民年金に加入し、修業を終えて B 市に帰って来てから寿司屋を開業した。国民年金保険料は、B 市に帰って来てから納付し始めたが、市役所の職員である同級生に、「国民年金なんて払ったってもらえない。」と言われたことから、しばらく保険料を納付しなかった。その後市役所から督促が来たため、昭和 53 年頃から 55 年頃までの期間は集金に来た年配の男性に、その後、平成元年頃までは女性の集金人に、当年度分と未納となっていた期間の保険料を夫婦二人分納付していたので、申立期間①から⑥までの期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までについて、申立人は、昭和 41 年又は 42 年頃に A 区で国民年金の加入手続を行い、保険料は B 市に転居してから集金人に納付し始めたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 41 年 9 月又は同年 10 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、各申立期間とも保険料を納

付することが可能である上、申立人がそれぞれ1年未満と短期間である申立期間①から⑥までの保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は、平成5年6月1日に、申立期間である昭和59年4月を含む58年7月から60年3月までの全額免除期間を一括で追納申出をしていることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録では58年7月から59年3月までの期間及び59年5月から60年3月までの期間だけが追納済みとなっており、オンライン記録に齟齬^{そご}がある。

さらに、申立人に係る国民年金記録について、昭和60年8月、63年3月及び平成元年9月がB市の国民年金被保険者名簿では未納とされているにもかかわらず、オンライン記録では納付済みとなっており、行政側の記録管理に不備が認められる。

加えて、申立期間⑤について、国民年金保険料を申立人と一緒に集金人に納付したとするその妻は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年12月22日まで
申立期間の株式会社Aにおける標準報酬月額の記録が30万円となっているが、当該期間の標準報酬月額は53万円であったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年12月22日）の後の平成6年3月4日付けで、4年10月1日及び5年10月1日の定時決定を取り消した上で4年8月1日に遡及して30万円に引き下げている。

一方、商業登記簿によると、申立人は、申立期間において株式会社Aの取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間において雇用保険に加入していることが確認できる上、申立人は、営業及び現場作業の管理の業務に従事し、社会保険手続の業務には関与していないと主張しており、複数の同僚からも同様な供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、15万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月21日から同年12月31日まで
A社に勤務していた期間は、毎月30万円の給与をもらっており、それに見合う保険料を控除されていたが、標準報酬月額が9万2,000円となっている。納得できないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年12月31日）から3か月以上後の8年4月25日付けで、7年10月1日の定時決定を取り消した上で、被保険者資格取得時の同年5月21日に遡及して標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられている。

また、法人登記簿によると、申立人は、遡及訂正処理が行われた当時、A社の理事に就いていたが、申立人は営業関係の一般事務に従事していたと主張しており、複数の同僚からも、申立人は社会保険関係事務には関与していなかったとの供述が得られた。

さらに、A社における同僚からは、A社は経営が苦しく、社会保険料の滞納もあったとの供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から、15万円とすることが必要である。

一方、申立人は、申立期間当時、月額30万円に相当する厚生年金保険

料を給与から控除されていたと主張しているところ、A社は既に解散しており、給与明細書等の資料も無く、その主張する報酬月額に見合う保険料を、事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A社（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日は昭和54年1月1日であると認められることから、申立期間に係る資格の喪失日を訂正することが必要である。

申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月31日から54年1月1日まで
昭和53年12月31日に株式会社A社C支店を退職したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、株式会社Bの回答及び申立人提出の給与明細書の記載内容から、申立人は、昭和53年12月31日まで株式会社A社C支店に継続して勤務し、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が提出したD基金（現在は、E基金）加入員証によると、申立人の加入員資格喪失日は、昭和54年1月1日となっていることが確認できる。

さらに、E基金からは、厚生年金保険の資格喪失に係る届出について、用紙は複写式の様式を使用していた旨の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和54年1月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社A社C支店に係る事業所別被保険者名簿における昭和53年11月の記録及び申立人提出の給与明細書に記載の厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち平成10年8月から11年9月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間のうち10年8月から11年1月までの標準報酬月額の記録を18万円に、同年2月から同年9月までの標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間のうち平成11年10月から12年7月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から12年8月1日まで
株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が16万円と低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち平成10年8月から11年9月までの期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録によると、当初、10年8月から11年1月までは18万円、同年2月から同年9月までは28万円と記録されていたが、11年9月3日に、同年2月1日の月額変更を取り消すことによって、同年2月から同年9月までの標準報酬月額を18万円に引き下げる処理を行った上で、11年9月6日に、申立人の資格取得日（10年8月1日）まで遡って10年8月から11年9月までの標準報酬月額を16万円に訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、複数の同僚においても、申立人と同

じ日に標準報酬月額を遡及して訂正する処理がなされていることが確認できる。

さらに、申立人提出の上記遡及訂正期間の一部期間の（給与）支払明細書によると、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 9 月 3 日付け及び同年 9 月 6 日付けで行われた遡及訂正処理は事実上即したものと考へ難く、社会保険事務所（当時）が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間のうち 10 年 8 月から 11 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、10 年 8 月から 11 年 1 月までを 18 万円に、同年 2 月から同年 9 月までを 28 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間のうち平成 11 年 10 月から 12 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の（給与）支払明細書に記載された厚生年金保険料額等から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は昭和34年6月10日、資格喪失日は35年1月25日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から36年4月1日まで
約60年前のため、会社名は忘れたが、B市内でC業をしていた会社に正社員で勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が全く無い。当時は健康保険で治療したことがあったので、この期間を調査し厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和34年6月10日から35年1月25日までの期間については、B市に所在したA株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の生年月日と1日相違（昭和5年*月*日）及び名前が新字体であるものの、昭和34年6月10日に被保険者資格を取得し、35年1月25日に資格喪失となっている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、自分の生年月日を以前は昭和5年*月*日と思っていたとしており、申立人が59年頃D病院に入院したときに作成したとする同病院の診察券（写し）の生年月日は、5年*月*日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記基礎年金番号に未統合の記録は、申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和34年6月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年1月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ

る。

なお、申立期間の標準報酬月額は、当該未統合となっている当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和34年6月から同年12月までは、5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和29年4月1日から34年6月9日までの期間及び35年1月26日から36年4月1日までの期間については、オンライン記録から当該期間に被保険者記録がある複数の同僚に照会したものの、全ての者が不明としている上、当該事業所は、昭和50年1月22日に適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 74 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 23 日

株式会社A社に勤務している間の平成 18 年 6 月 23 日に夏季賞与 78 万 8,000 円が支払われ、厚生年金保険料を控除されたが、厚生年金保険の記録がない。社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出し忘れたためと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管の平成 18 年 6 月 23 日に係る賞与支払明細書により、申立人は、申立期間について、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書における控除額から、74 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月13日及び同年12月13日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、平成20年12月13日に係る標準賞与額41万4,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を41万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月13日
② 平成17年12月13日
③ 平成20年12月13日

有限会社Aに勤務していた期間のうち平成17年7月賞与及び同年12月賞与、20年12月賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。これらの期間の標準賞与額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成17年7月13日、同年12月13日、20年12月13日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省

の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 17 年 7 月 13 日及び同年 12 月 13 日に係る標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、20 年 12 月 13 日に係る標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立人の申立期間のうち、平成 17 年 7 月 13 日及び同年 12 月 13 日に係る標準賞与額については、事業主が提出した当該期間に係る賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与の総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した当該期間の賞与明細書において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、平成 20 年 12 月 13 日に係る賞与については、事業主が提出した 20 年 12 月 13 日に係る賞与明細書により、当該期間に係る標準賞与額（41 万 4,000 円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 41 万 4,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 11 年 1 月 30 日まで

申立期間の株式会社Aでの標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与の額（38万円くらい）より低いので、実際の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成 9 年分給与所得の源泉徴収票及び平成 11 年度町民税・県民税課税明細書において控除されていたと認められる厚生年金保険料額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、当該源泉徴収票及び平成 11 年度町民税・県民税課税明細書において控除されていたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン

記録における標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたって一致しておらず、標準報酬月額の随時改定及び定時決定に係る届出のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が誤って記録するとは考えられないことから、事業主は、社会保険事務所に記録どおりの報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、当該控除されていたと認められる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成 15 年 9 月に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 62 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち平成 15 年 10 月から 16 年 6 月までに係る標準報酬月額の記録については、62 万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を 62 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 7 月 1 日まで
申立期間の A 株式会社での標準報酬月額について 59 万円となっているが、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合った標準報酬月額（62 万円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 9 月の申立人の標準報酬月額については、事業主が提出した平成 15 年 10 月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料額から、62 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 事業主が提出した厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、事業主は、申立期間のうち平成15年10月から16年6月までの申立人の標準報酬月額について、15年10月をもって62万円に改定される届出を行い、管轄の社会保険事務所は、同年9月26日付けで当該届出に確認印を押したことが確認できる。

また、事業主が提出した給与明細書から、平成15年10月から16年6月までに係る厚生年金保険料控除額は、上記届出に基づく標準報酬月額（62万円）に見合う額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間のうち、平成15年10月から16年6月までに係る標準報酬月額を62万円として届出を行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額（66万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を66万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月7日から9年5月2日まで
② 平成16年6月30日

平成6年11月7日から9年5月2日までA事務所において勤務し、厚生年金保険の記録ではこの間の標準報酬月額が16万円とされているが、6年11月から7年1月までは18万円の給与が銀行振込で、それ以降については、16万円の銀行振込と2万円の現金支給とされ勤務期間において18万円の報酬を受けていたので、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

また、平成9年9月1日から株式会社Bに継続して勤務し、厚生年金保険の適用については関係会社である株式会社Cの被保険者となっているが、ねんきん定期便の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況において16年6月の標準賞与の記録が欠落している。賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されているので当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した株式会社Bにおける申立期間②の賞与支給明細書及び賞与賃金台帳から、申立人は申立期間②において、その主張する標準賞与額（66万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いことから不明としており、ほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人は、申立期間①においてA事務所にて勤務し、平成6年11月から7年1月までは18万円の給与全額が銀行振込であり、それ以降については、16万円の銀行振込と2万円の現金支給となり、申立期間①において18万円の報酬を受けていたが厚生年金保険の記録ではこの間の標準報酬月額が16万円とされているのは納得できないと主張している。

しかしながら、A事務所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、申立人の申立期間①に係る賃金台帳等の資料を保存しておらず、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険の届出並びに保険料控除額については不明と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができない上、企業年金連合会の提出した厚生年金基金加入員台帳により、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、厚生年金保険のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人と同時期にA事務所において被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者全二人に申立人について問い合わせ、全員から回答を得、全員が申立人を記憶していたものの、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない上、当該同僚二人は同事業所において給与は、その全額が銀行の預金口座への振込であったと思うと供述している。

さらに、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（25万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

平成16年1月1日から株式会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険の適用については関係会社である株式会社Bの被保険者となっているが、ねんきん定期便の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況において16年6月の標準賞与の記録が欠落している。賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されているので当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した株式会社Aにおける申立期間の賞与賃金台帳から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（25万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いことから不明としており、ほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成6年4月20日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から5年10月31日まで
② 平成5年10月31日から6年4月20日まで

オンライン記録では、A株式会社に勤務した期間のうち、平成4年12月1日から5年10月31日までの標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、実際に支給された給料よりも低額となっている。また、平成5年10月31日に資格を喪失した記録になっているが、保管する給与明細書では6年3月まで厚生年金保険料が控除されている。正しい標準報酬月額及び資格喪失日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年10月31日、以下同じ。）の後の6年4月5日に5年8月から同年9月まで遡って9万8,000円に減額訂正され、さらに、6年4月20日に上記訂正処理を取り消し、4年12月から5年9月まで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が3人の同僚についても確認できる。

また、申立人から提出された申立期間当時の給与明細書から、平成4年12月から5年9月までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A株式会社の事業主は、社会保険事務所(当時)から「厚生年金保険料の滞納分について納付しなくても良い方法があるので、代表者印を持参するようと言われ、自分が遡及による標準報酬月額の減額訂正処理について必要な書類に代表者印を押した。こういった権限は代表取締役である自分だけが持っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立人は、申立人提出の給与明細書から、申立期間②について、A株式会社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の平成6年4月5日において、申立人のA株式会社における資格喪失日は5年10月31日と記録された後、二度目の遡及訂正処理のために同記録を取り消し、6年4月20日において、再度、遡って5年10月31日とする処理が行われており、同社においては、申立人のほか複数の同僚の資格喪失日が同様に遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、当該遡及訂正処理前の記録及び同社の登記簿謄本から、平成6年4月20日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間②において継続して同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人について平成5年10月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該遡及訂正処理日である6年4月20日であると認められる。

また、平成5年10月から6年3月までの標準報酬月額については、当該訂正処理前の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

有限会社Aから支給された申立期間の賞与について、社会保険事務所(当時)に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、当該賃金台帳の保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は年金事務所に対して当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月16日に、申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を届け出たことが確認できる上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月28日から同年7月1日まで
② 平成3年6月1日から4年10月31日まで

A株式会社に勤務していたときの給与は、申立期間①については、毎月53万円ぐらいもらっていたと思うが、厚生年金保険の標準報酬月額の記録では11万8,000円となっている。

また、申立期間②については、それ以前の期間の標準報酬月額が53万円と記録されているのに、突然9万8,000円に引き下げられているのはおかしい。

各申立期間について、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年6月から4年9月までは53万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年10月31日）後の5年1月7日付けで、3年6月から4年9月までの期間について9万8,000円に遡って引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人は一時期A株式会社の取締役であったと確認できるが、当該事業所及び同事業所の親会社（株式会社B）において役員又は従業者であった者が、「申立人は、営業部長として販売業務に専従しており、社会保険事務は親会社が全て処理していた

ので、申立人は関与していなかった。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の特減訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に係る記録を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、A株式会社に係る標準報酬月額について、「入社した直後から販売実績を上げており、当時の給与は、毎月53万円ぐらいだった。」と主張している。

しかしながら、A株式会社は、既に解散していることから、申立人の申立期間①当時における給与額について確認することができない。

一方、当該事業所に、ほぼ同時期に入社した複数の同僚が、「固定給のほかに、売上げ実績に応じて歩合給が出ていた。」と供述するとともに、当該同僚の一人が「入社したときの給与は、固定給として月額8万円と通勤交通費が支給されていた。そのほかに、歩合給が支給された。」と、また、他の同僚は「売上げ実績に応じて、固定給が2か月ごとに変動していた。申立人は、入社3か月後には実績がトップで、標準報酬月額も一番上になったと思う。」と供述していることから、申立人の入社当時における固定給は、申立人が主張している額よりも少なかったことがうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、同事業所に入社した申立人を含む28人の被保険者資格取得時標準報酬月額の記録では、男性は11万8,000円、女性は9万8,000円と記録されていることが確認できることから、事業主が、被保険者資格取得時の標準報酬月額を、全て一律に届け出ているものと推認される。

このほか、申立期間①について、申立人のその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①は 28 万 5,000 円、申立期間②は 34 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月25日
② 平成20年7月25日

ねんきん定期便では、株式会社Aにおける平成 17 年 12 月分及び 20 年 7 月分賞与の記録が無いが、当該賞与明細書で厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 17 年 12 月分及び 20 年 7 月分の賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できるところ、標準賞与額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から判断すると、申立期間①は 28 万 5,000 円、申立期間②は 34 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成5年4月から同年9月までの期間を53万円、同年10月から6年11月までの期間を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年12月21日まで
ねんきんの記録によると、株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与の額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年8月から5年9月までの期間は53万円、同年10月から6年11月までの期間は50万円と記録されていたところ、申立人の資格喪失日と同日の同年12月21日付けで、5年4月から6年10月までの期間は8万円、同年11月は9万2,000円に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、閉鎖登記簿謄本によると、申立期間以降の平成8年から株式会社Aの取締役であったことが確認できるものの、当時の複数の同僚が社会保険事務手続は、事業主と同社の総務担当の取締役が行ったと供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

さらに、株式会社Aの事業主及び申立期間当時に社会保険事務手続を担当していた役員からは、当該事業所に係る保険料の滞納について確認を得られなかったものの、複数の元同僚が、「社会保険事務所（当時）から、滞納保険料についての納付督促があった。」と供述していることから、申立期間当時は保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成6年12月21日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年4月から同年9月までの期間を53万円、同年10月から6年11月までの期間を50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人に係るA株式会社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和54年1月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月30日から54年2月1日まで
B市にあったA株式会社C支店に昭和53年5月から54年1月31日まで継続して勤務したが、同社での厚生年金保険の記録は、53年11月30日までとなっており、それ以後の期間が抜けている。同社C支店は、54年2月1日にA株式会社より独立して株式会社Dに社名を変更しているが、同じ経営者であるのに、A株式会社での期間が抜けているのはおかしいので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A株式会社において昭和53年5月21日に被保険者資格を取得し、54年1月29日に離職するまで継続して同社に勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A株式会社は、昭和53年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、当初、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、54年1月30日と記録されていたが、申立人が同社離職後に勤務した株式会社Dを退職した後の同年4月6日付けで、遡って、申立人の被保険者資格喪失日が53年11月30日に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、同名簿によると、申立人と同様に昭和54年4月6日付けで、遡

って、53年11月30日に被保険者資格を喪失している者が43人以上、及び当初は被保険者資格を取得したが、資格取得日が同日より後のために、54年4月6日付けで取得を取り消されている者が6人確認できるとともに、53年11月30日に被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、54年1月の随時改定による標準報酬月額記録がある者が1人確認できる。

さらに、当該事業所の元取締役は、「当時、経営状態は順調であったが、支店を縮小し、支店が社員による独立会社に変更されている時期で、当時の社長が事業所の遡及喪失の手続を行ったと考えられる。社会保険料の滞納については、不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA株式会社における資格喪失日は、事業主が当初届け出た雇用保険の離職日の翌日である昭和54年1月30日に訂正することが必要と認められる。

また、昭和53年11月30日から54年1月30日までの期間に係る標準報酬月額については、A株式会社の事業所別被保険者名簿における申立人の上記訂正前の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和54年1月30日から同年2月1日までの期間については、申立人の雇用保険の記録によると、申立人は、A株式会社を離職した翌日の同年1月30日に離職票の交付を受け、これによる雇用保険給付の受給手続を行っていることが確認できる。

また、A株式会社の後に申立人が勤務した株式会社Dは、適用事業所名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となったのが同年2月1日であり、同社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格取得日も同日であることが確認できる。

さらに、昭和54年1月に係る保険料控除を確認できる給与明細書等の資料が無く、A株式会社は既に解散していることから、申立人の同月の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の昭和54年1月における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和54年1月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 4 月までの期間及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 4 月まで
② 昭和 59 年 5 月

私は国民年金保険料を納付するのは国民の義務だと考えて、会社を退職した後、国民年金に加入して申立期間①及び②の保険料を納付したはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納及び未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を納付するのは国民の義務だと考えて、会社を退職した後、国民年金に加入して申立期間①の保険料を納付したはずであると申述しているが、申立人の国民年金の加入時期、保険料の納付方法、納付時期、納付金額及び納付期間に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 62 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

2 申立期間②について、上記のとおり申立人の国民年金の保険料納付に関する記憶が明確ではない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②は時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 59 年 5 月 25 日に国民年金の資格を喪失し、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格取得をしていることから、申立期間②は国民年金の未加入期間とされており、制度上保険料を納付できない期間である。

3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から同年 5 月までの期間及び 58 年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月から同年 5 月まで
② 昭和 58 年 9 月から 61 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 58 年 3 月に A 市の病院を退職後、B 市に転居し、直後に B 市役所で母が国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料は私が納付していた。申立期間②については、C 市の病院を退職後、同市の D 校を卒業した 61 年 3 月まで保険料を私が納付していた。申立期間①及び②が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 58 年 3 月に A 市の病院を退職後、B 市に転居し、直後に B 市役所でその母親が国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料は申立人が納付し、申立期間②について、C 市の病院を退職後、同市の D 校を卒業した 61 年 3 月まで保険料を申立人が納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金への加入手続を行ったとするその母親からは高齢のため当時の記憶は無いとのことから証言が得られず、申立人から保険料の納付状況について具体的な申述が得られないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が平成元年 7 月 1 日と記載されていることから、申立期間①及び②は、オンライン記録のとおり国民年金の未加入期間と推認され、制度上保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 2 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その

時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成21年4月から22年3月までの期間については、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年4月から22年3月まで

申立期間について、私は、大学生であったため、20歳になった平成20年*月頃とその後にA市役所で学生納付特例の申請手続を2回行った。申請した期間は平成20年2月から22年3月までの2年と2か月であったが、申立期間は未納となっている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっており、学生納付特例期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、大学生であったため、20歳になった平成20年*月頃とその後にA市役所で申立人が学生納付特例の申請手続を2回行ったはずであるとしている。しかしながら、申立人は、学生納付特例を申請した当時の記憶が明確ではなく、申請状況が不明である上、オンライン記録では申立人は、20年2月28日に同年2月及び同年3月の学生納付特例を申請し、同年5月9日に同年4月から21年3月までの学生納付特例を申請してそれぞれ承認されている記録となっていることから、申立人が20年2月及び同年3月並びに同年4月から21年3月までの学生納付特例申請を行ったもので、申立期間の学生納付特例申請は行っていないと推認される。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について、学生納付特例の承認を受けたこと、及び学生納付特例申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに学生納付特例の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から18年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年4月から18年3月まで

私の平成17年度の国民年金保険料が未納であったため、18年秋にA市B区役所の2階で17年度1年分の保険料約16万円を母が私に知らせないまま納付した。私は、平成17年度1年分の保険料を母が納付していたことを知らないまま、19年に17年度のうち3か月分の保険料を改めて納付してしまった。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。また、重複納付期間については、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が平成18年の秋頃にA市B区役所の2階で申立人の17年度の国民年金保険料約16万円を納付したと詳細に申述しているが、14年度以降、保険料の徴収業務は市区町村から社会保険庁（当時）に移管されており、A市においても、申立期間当時、同市で保険料を徴収することはできなかったとしていることから、申立期間の保険料納付状況が当時の取扱いと符合しない。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人の母が行ったとする申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から49年3月まで

申立期間の頃の国民年金については、地区の班長が保険料の徴収を行っており、私も保険料の徴収を担当したことがある。申立期間の国民年金は、私が夫婦二人分の保険料を徴収担当の班長に納付したので、私の保険料納付記録が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の頃の国民年金については、地区の班長が徴収を行っており、夫婦二人分の保険料をその班長に納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち47年9月以前の保険料は時効により納付できない期間であり、同年10月から49年3月までは遡って納付する期間であるが、申立人に遡って納付した記憶は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が現在所持している年金手帳は平成9年以降に発行された青色の手帳であり、申立人は、このほかにオレンジ色の年金手帳を所持していた記憶があるとしているが、オレンジ色の年金手帳も申立期間後の昭和49年以降に発行されたものであり、申立期間当時に用いられていた年金手帳を所持していたとの申述は行われなかった。

さらに、申立人は、申立期間以外にも複数の未納期間があり、保険料の納付意識が高かったとする事情は特段うかがわれない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 62 年 3 月まで

私の母が、私が 20 歳になる 1 日前の昭和 55 年*月*日に A 市役所に行き国民年金の加入手続を行った。以後、母が自身の分と一緒に銀行で私の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になる 1 日前の昭和 55 年*月*日にその母が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、以後、保険料はその母が自身の分と一緒に銀行で納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその母は加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 62 年 9 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、55 年 10 月から 60 年 6 月までの期間は時効により納付できない期間であり、同年 7 月から 62 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、保険料を納付したとするその母は遡って保険料を納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立人が 20 歳になる 1 日前の昭和 55 年*月*日にその母が A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和 55 年*月*日」と記載されていることから、申立人は、当該日に国民年金の加入手続を行ったと誤認している可能性も否定できないところ、この「初めて被保険者となった日」は加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から平成 7 年 3 月まで
私の国民年金については、結婚後の昭和 48 年 4 月に私の妻が加入手続を行い、保険料は妻が夫婦の分を一緒に納付していたはずである。亡くなった妻から、保険料を 25 年間納付していたと聞いていたので、平成 7 年 3 月頃までは年金の受給権を得るために保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和 48 年 4 月に国民年金の加入手続を行い夫婦の保険料を一緒に納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその妻は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 47 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、平成 16 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまでの間は国民年金の未加入期間とされており、申立期間はその一部の期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができない期間となっている上、保険料を申立人の分と一緒に納付したとするその妻もオンライン記録によると申立期間は国民年金の未加入期間とされている。

さらに、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、行政側が 264 か月という長期間にわたり国民年金の記録管理に

不備があったとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 16 日から同年 9 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額は、給与額より低くなっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（オンライン記録によると、申立期間は 15 万円、申立期間後は 20 万円となっている。）について、訂正してほしいと主張している。

しかしながら、商業登記簿によると、株式会社Aは既に解散しており、申立期間当時の事業主の住所は不明で、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除額等について照会できない。

また、株式会社Aにおいて社会保険事務を担当していたとする同僚は、同社では報酬月額を実際の支給額より低く届出することは行っておらず、保険料の滞納も無かったと供述している上、同僚からも申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について供述を得られない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで

A株式会社B支店に勤務していた申立期間の標準報酬月額がその前の標準報酬月額より低くなっている。当該期間は年々忙しくなり残業も多くなっていた時期でもあり、標準報酬月額が下がっているのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同支店における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 42 年 10 月の定時決定の 5 万 6,000 円から、43 年 10 月の定時決定で 5 万 2,000 円に減額されているが、申立人は、当時の勤務状況からみても標準報酬月額が下がるとは考えられないと主張している。

しかしながら、A株式会社は、申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立期間の標準報酬月額が下がった原因は不明であるとしている。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月頃から平成 2 年 4 月頃まで
株式会社Aで、申立期間に乳製品の配送等に従事して勤務した。しかし、当該期間の年金記録が無い。当時、会社から支給された健康保険証で近くの病院に受診したことがあり、健康保険料を給与から控除されていた記憶がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aで、被保険者記録のある同僚3人に照会したところ、そのうちの一人が、「申立人は申立期間に株式会社Aに勤務していた。」と供述しており、申立人が、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Aの事業主は、「株式会社Aが社会保険の適用事業所になったのは平成9年8月1日であるため、申立人は、当該事業所で厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料の控除はしていない。一方、健康保険については、当該事業所は申立期間当時からB組合に加入しており、申立人も加入させており、国民健康保険料を控除していた。」と供述している。

また、事業所記録照会回答票によると、株式会社Aが適用事業所になったのは平成9年8月1日であり、申立期間当時は適用事業所でないことが認められる。

さらに、B組合は、「株式会社Aは昭和41年8月1日から当該健康保険組合に加入したと考えられ、現在も継続して加入している。」と回答している。

加えて、申立人の株式会社Aでの雇用保険の加入記録を確認することが

できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から30年10月1日まで
昭和29年9月26日にA株式会社に入社したが、厚生年金保険の記録では、入社後1年間の申立期間の記録が無いので調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和26年から31年までに当該事業所で被保険者記録のある複数の同僚に照会したところ、16人から回答があり、うち3人が、申立人は申立期間に在籍していたと回答していることから、申立人は申立期間に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記回答があった16人のうち4人が、「数か月から1年間の試用期間があり、該当期間は厚生年金保険に加入しなかった。」と回答している。

また、上記16人のうち、12人は入社の数か月から2年後に厚生年金保険に加入しており、4人は入社時期についての記憶が曖昧であると回答している。

さらに、オンライン記録によれば、A株式会社は、昭和51年4月1日に適用事業所に該当しなくなっている上、承継会社であるB株式会社は当時の状況を不明としていることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の資格取得年月日は昭和30年10月1日である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 42 年 3 月まで

前の会社を退職してすぐに、仕事仲間から誘われ、昭和 40 年 10 月に B 株式会社（現在は、A 株式会社）に入社し、タクシー乗務員として 42 年 3 月まで継続して同社に勤務したが、同社における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社の複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「当時、正社員のタクシー運転手のほかに日雇運転手制度があり、C 協会から派遣されて B 株式会社に勤務していた者がかなりいた。その場合は厚生年金保険の加入はありません。」と供述しており、申立人自身は同協会に加入していたことは否定しているものの、同社と同社を退職後に勤務した厚生年金保険被保険者記録のある会社との歩合の比較については、「同社の方が歩合が高かった。C 協会に加入していると歩合が高かった。」等と供述していることから、当時、申立人は、同協会へ加入していたことがうかがえる。

また、当該事業所は、当時の資料が無く、当時の職員も残っていないため、申立期間に申立人が勤務していたかどうか、申立てどおりの資格取得、喪失の届出を行ったかどうか及び申立期間に係る保険料を給与から控除して、納付したかどうかは不明としており、申立内容の確認ができない。

さらに、B 株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に

申立人の氏名は見当たらず、同名簿の健康保険の整理番号に欠番も無い上、雇用保険の被保険者記録も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 8 日から 48 年 4 月 17 日まで
A 区にあった「B」という事業所に昭和 47 年 10 月から 48 年 4 月まで継続して勤務し、健康保険証も受領していたが、その期間の厚生年金保険記録が無い。申立期間について調査し、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において「B」に勤務したと申し立てているが、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、当該名称の事業所は確認できない上、当該事業所が所在したとしているA区所在のCマンションの家主は「Cマンションは昭和 40 年の建築であり、当該事業所が所在した号室は 47 年には存在したが、該当事業所名について記憶は無く、当時の資料も残っていないため、入居者等の確認はできない。現在も当該号室はあるが、入居者は全く別の会社である。」と供述しており、当該事業所及び事業主を確認することができない。なお、商業登記簿謄本は無い。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 8 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していた平成 3 年 10 月 1 日の標準報酬月額が 50 万円だったのに、同年 11 月 1 日から 5 年 8 月 1 日までの標準報酬月額が 8 万円に引き下げられている。当時の給与は約 50 万円だった。引き下げられる前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

日本年金機構の株式会社Aに係るオンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成 3 年 11 月から 4 年 5 月までは 50 万円、同年 6 月から 5 年 7 月までは 53 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 10 月 31 日の直前の同年 10 月 21 日付けで、3 年 11 月まで遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、減額訂正が行われた平成 5 年 9 月又は 10 月頃に、社会保険事務所（当時）から同社に対し保険料の納付について、電話による督促があったと供述している上、同僚からは給与が遅配したり、支払が無かった期間もあった旨の供述があったことを踏まえると、申立期間当時において保険料の滞納があったことが推測される。

一方、申立人は、「標準報酬月額の減額訂正について知らなかった。社会保険事務所の職員が行ったのではないか。」と主張しているが、申立人は、申立期間当時から平成 9 年 10 月末に退職するまで総務課長及び総務部長として、株式会社Aの経理及び決算を担当するとともに、社会保険に関する事務処理も行っていたと供述している上、閉鎖登記簿謄本により 4 年 2 月 22 日から当該事業所の取締役就任しており、申立に係る減額訂

正は申立人を含む役員全員に対して行われている。

また、事業主は、「申立期間当時の経理、社会保険事務は、申立人に任せており、減額訂正処理については申立人が行った。」と供述するとともに、同僚照会して回答のあった複数の同僚も、「申立期間当時の社会保険事務は申立人が行っていた。事業主は、社会保険事務のような細かい事務は行っていない。」と供述しているところ、申立人の株式会社Aにおける客観的な立場上からみて、当該減額訂正に限って知らなかったとするのは不自然である。

以上のことから、申立人は、株式会社Aの資金繰りを含めた経理全般について管理し、社会保険事務についても権限を有していたと考えられ、申立人は担当取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aにおいて、社会保険事務を担当する経理担当責任者として、自らの標準報酬月額の減額訂正に職務上関与しながら、当該減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで
株式会社Aにおける昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月までの標準報酬月額
額は 19 万円となっているが、源泉徴収票からすると 22 万円くらいだと思
うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Aにおける昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月までの標準報酬月額
は 19 万円となっているが、源泉徴収票からすると 22 万円くらいだと思
う。」と主張している。

しかしながら、申立人が提出した昭和 60 年分及び 61 年分給与所得の源泉
徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額について、申立人の主
張に基づく標準報酬月額及びオンライン記録に基づく標準報酬月額で試算
を行ったところ、オンライン記録上の標準報酬月額を基に試算した健康保
険、厚生年金保険の保険料額に雇用保険料額を加算した金額とほぼ一致し
ている。

また、株式会社Aが加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間
に係る標準報酬月額はオンライン記録と同額の「19 万円」と回答してい
る上、同事業所の事業所別被保険者名簿を見ても、申立人の申立期間に係
る標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、当時の元取締役は、「倒産したため当時の資料等は無く、総務
部長が実務をしていたので覚えていない。」と供述しており、また、当該
総務部長は既に亡くなっていることから、申立人の申立内容について証言
を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月から 43 年 9 月まで

中学校を昭和 29 年 3 月に卒業し、A株式会社就職した。32 年か 33 年頃に社会保険事務所（当時）の職員が会社に来て、従業員からそれぞれの月収を聞き、会社の届出の給与額を確認したことがあった。また、同僚から同社の社会保険事務には疑いがあるとの話を聞いたことがあり、当時、実際に支払われていた給与額に見合った標準報酬月額であったのか疑問を持っている。申立期間の標準報酬月額を正しいものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にA株式会社から受け取っていた給与額を手帳に記載していたものを資料として、申立期間の昭和 33 年 1 月から 43 年 9 月までの収入月額一覧を提出し、これを根拠として実際に支払われていた給与額に見合った標準報酬月額に訂正するよう主張している。

しかし、A株式会社は、昭和 57 年 10 月*日に解散し、社会保険事務を担当していた当時の事業主及び同社を引き継いだ次男ともに亡くなっており、同社の役員として勤務していた長男及び三男に照会したが、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できないため、申立人が提出した収入月額一覧を客観的資料で裏付けることができない。

また、A株式会社において申立人の同僚でもあった前述の三男は、申立人と同年齢であるが、オンライン記録上の標準報酬月額について、両者を

比べても申立人が高くなっていることが確認できる。

さらに、A株式会社の申立期間当時に勤務していた複数の同僚は、当時、同社の経営状況は順調であり、受け取っていた給与額に比べて標準報酬月額が低いというようなことはなかったと供述している。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

なお、申立人は、昭和32年か33年頃にB株式会社に社会保険事務所の職員が訪問して調査を行ったことが、今回の申立の背景としている旨の供述をしているが、同社に係る事業所別被保険者名簿により、同社に対する調査は40年4月13日と41年4月5日に行われており、この調査に伴って従業員の記録が訂正されていないことが確認でき、申立人の記憶と異なっている。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 27 日から 40 年 9 月 1 日まで
昭和 38 年 4 月 1 日に株式会社Aに採用され、同日からB株式会社に出向を命じられ、同事業所に 41 年 6 月 21 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、B株式会社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの同僚一人の供述からうかがえる。

しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚7人に、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について照会をしたが、回答のあった5人全員が不明としている上、事業主に申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、回答がないため確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所索引簿によると、同社は、昭和40年9月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便によると、A株式会社の従業員として勤務していた期間のうち、平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 9 月 30 日までの標準報酬月額（56 万円）がそれ以前の期間の標準報酬月額（59 万円）より減額されている。当時は、病気その他で勤務状況に変化も無く、給与等も下がった記憶が無いにもかかわらず、標準報酬月額が減額されていることには納得できない。申立期間について、標準報酬月額の記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に継続勤務し、同社在籍期間中は病気その他で勤務状況に変化も無く、給与等も下がった記憶が無いにもかかわらず、申立期間における標準報酬月額が減額されていることには納得できないと主張している。

しかしながら、A株式会社は、申立人の申立期間に係る賃金台帳等の資料を保存しておらず、申立人の報酬月額及び保険料控除額については不明としているものの、申立人は、同社給与規定により満 57 歳到達時に給与の支給額の減額が行われたため、定時決定後に標準報酬月額が減額されたと思われると回答しているところ、オンライン記録により、申立人と同時入社であり、かつ、同年齢である 5 人の同僚についても申立人と同時期に標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、B組合からの回答により、申立人の申立期間における標準報酬月額は、厚生年金保険のオンライン記録における標準報酬月額と一致してい

ることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年頃から 52 年頃まで
A 株式会社に勤務していた時の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
厚生年金保険料を払っていたので、調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 51 年分及び 52 年分の確定申告書の記載並びに A 株式会社の元取締役の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 株式会社の元取締役は申立人について、「完全な歩合制で、注文数に応じて歩合で賃金を受け取っていた。社会保険には入っていなかった。」と供述し、同社の従業員で元取締役の妹も「営業は完全歩合制で、社会保険等は無かった。」と供述している。

また、申立人が提出した昭和 52 年分の確定申告書二面の「社会保険料控除」欄には社会保険の種類として「国民年金」、支払保険料として「26,400」と記載されており、オンライン記録でも、申立人は、申立期間を含む昭和 50 年 10 月から 53 年 3 月までの期間は国民年金に加入し保険料も納付済となっていることが確認できる。

さらに、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 51 年 6 月 1 日であり、同社に係る事業所別被保険者名簿にも申立人の記載は無く、健康保険の整理番号にも欠番が無い。

加えて、オンライン記録において氏名検索を行ったが同社に係る申立人の記録は確認できなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうか

がわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 8 月 21 日まで
60 歳到達後に、昭和 57 年 8 月 19 日付けの申立期間が被保険者期間と記載された A 社会保険事務所長（当時）名の「厚生年金被保険者期間について（回答）」を持参して、社会保険事務所（当時）に年金請求をしたところ「申立期間は、被保険者期間ではない。」と言われた。
申立期間は、B 株式会社に勤務しており、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 57 年 8 月 19 日付けの申立期間が被保険者期間と記載された A 社会保険事務所長名の「厚生年金被保険者期間について（回答）」を保管しており、B 株式会社に継続して勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと申し立てているが、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社は 61 年 6 月 * 日に解散しており、事業主も他界していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができなかった。

また、申立人は、申立期間以後の昭和 42 年 11 月 1 日から 53 年 7 月 1 日までの期間について B 株式会社において厚生年金保険の被保険者記録が確認されるものの、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚は、申立人の申立期間の勤務及び厚生年金保険料を事業主により控除されていたか否かについては、分からないと供述している。

さらに、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間に係る申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、名簿に不自然な記載も無い。

加えて、申立人が保管する昭和 57 年 8 月 19 日付けで A 社会保険事務所長が発行した上記回答について、日本年金機構 C 事務センターは「上記回答の原本は廃棄されており、また、当時の回答を行った職員も確認できない。」と回答している。なお、これについては、申立人の申立期間についての勤務及び厚生年金保険料の事業主による控除が確認できないことから、A 社会保険事務所長が上記回答書を作成した際に、申立人の申立期間を間違えて厚生年金保険被保険者期間として作成したことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月28日から12年6月11日まで
ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額は、平成4年12月から7年5月までは14万2,000円、同年6月から10年9月までは38万円、同年10月から12年5月までは41万円と記載されているが、実際には毎月約45万円であったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間のうち平成4年12月から7年5月までの標準報酬月額は14万2,000円となっているが、同時期に株式会社Aに勤務していた同職種の複数の同僚の標準報酬月額と比較したところ、申立人の標準報酬月額は低額であることが確認できるものの、当時の複数の同僚からは、「申立人には個人的な事情があり、他の従業員と給与面で違う扱いであった。」との供述があった。

また、事業主は、「申立期間の賃金台帳などは残っていないため資料を提供することはできないが、国側の記録どおりの給与を支払っており、給与額に見合う保険料を控除していた。」と供述している上、当時の給与担当者も、「申立人は、事情があつて、入社後数年間は給与額が他の従業員より低くなっていた。数年後に、他の従業員と同様の額に戻すよう社長から指示があつたことを覚えている。」と供述している。

さらに、申立期間当時、事業所が会計処理を委託していた会計事務所から提出のあつた賃金台帳から、平成11年1月から12年5月までの期間については、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、B市から提出のあつた住民税課税

基礎資料により、申立人は、9年1月から12年5月までの期間については、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から56年9月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで

申立期間について、標準報酬月額がそれ以前と比較して減額となっているが、下がった覚えがない。給与体系が変わったのか理解できないが、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支店における申立期間①の昭和54年9月以前の標準報酬月額が24万円であったものが、同年10月1日の算定により22万円に引き下げられ、その後、56年10月の算定で26万円になるまでの期間及び申立期間②の58年9月以前の標準報酬月額が32万円であったものが、同年10月1日の算定により30万円に引き下げられ、その後、32万円になるまでの期間について標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、A株式会社C支店で管理職を経験した同僚は、「私にも同様の記録があり、3等級昇給後、支店に転勤した時に1等級下がったことがあったが、私自身は問題意識を持っていない。これは地域手当格差や係長の残業の取扱いで、部署によっては上司の課長が、係長は管理職の見習い期間として残業を認めないということもあったためである。」と供述している。

また、当時の同僚22人の記録を抽出して、申立人の申立期間を含んだ17年間の標準報酬月額推移をみると、うち17人の標準報酬月額が1回から3回引き下げられており、その対象者についても、29箇所の標準報酬月額が引き下げられた年の前年の算定では前々年と比較して1等級上が

った者が6人、2等級上がった者が10人、3等級上がった者が6人、4等級以上上がった者が7人、1等級下がった者は1人となっていることが確認できる。

さらに、A株式会社B支店は、社会保険関係の書類は5年位しか保存しておらず、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書・源泉徴収票等の資料を持っていないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、標準報酬月額の取消し及び遡及訂正等の不合理な処理の痕跡は見当たらない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 39 年 3 月まで
申立期間について、A市にあるB事業所で寮生活をしながら、糸くりや配達などの仕事をしてきた間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C組合から提出された申立人に係る年金加入期間確認通知書、及び申立人の退職一時金支払通知書の記載内容から、申立人は、昭和 30 年 4 月 11 日から 39 年 3 月 31 日までB事業所に勤務していたと認められる。

しかしながら、B事業所は、地方公務員等共済の適用事業所であり、また、地方公務員等共済組合法によると、同所の正規職員は、同法に基づき同共済組合員となることから、上記資料から、申立人は、申立期間においてB事業所に係る共済組合員であったことが確認できる上、C組合D支部においても、申立人は、同所の正規職員であることから、厚生年金保険の被保険者とはならないとしている。

また、B事業所は、昭和 34 年 8 月 1 日から 37 年 12 月 19 日までの期間、及びその後2回の期間において厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月1日から20年9月1日まで
② 平成20年9月1日から21年5月31日まで

自宅を、父親が代表取締役になっていたA市の有限会社BのC所とする
ことで、同社の従業者として厚生年金保険の被保険者になっていたが、父
親が亡くなった後、ねんきん定期便が送られてきて、初めて平成16年8
月からの標準報酬月額が、それまでの26万円から9万8,000円に下がっ
ていることに気がついた。

平成15年8月分以降の給与が未払い状態となっており、給与明細書の
交付もされていないので、保険料の控除を確認する資料は無いが、ねん
きん定期便によると、給与が未払い状態となった同月からの保険料は、
それ以前の月に比べて少ない額で納付されている。

給与の未払いについては、現在上告中であるが、そのこととは別に調
査して、標準報酬月額の記録を給与引き下げ前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、全ての申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あ
っせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の
保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料
徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険

給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成17年1月から20年8月までの期間に係る標準報酬月額については、有限会社Bから提出された申立人に係る給与支払内訳書によると、当該期間の各月に支払われた給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録における申立人の標準報酬月額が同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

一方、申立期間①のうち、平成16年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、申立期間①に係る有限会社Bにおける給与について、自身の給与明細書は無いとした上で、当該期間に係る所得税の確定申告書（16年分、17年分、19年分及び20年分のもの）及び市民税県民税納税通知書（18年度から21年度までのもの）を提出している。

しかしながら、申立人が提出した平成16年分及び17年分の所得税の確定申告書については、いずれも収入金額欄における当該事業所に係る給与の金額及び社会保険料控除の欄における保険料の金額について記入されていないことから、当該確定申告書から、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、申立人が提出した平成19年分及び20年分の所得税の確定申告書並びに18年度から21年度までの市民税県民税納税通知書については、いずれも当該事業所に係る給与額の確認をすることができないものの、社会保険料控除の欄に13万7,973円と記入されていることが確認でき

るが、当該記入金額については、申立人が「15年8月以降、給料が未払いとなっており、給与明細書の交付もされていない。」としていること、D市保存の税務資料から、申立人の18年度における市民税県民税の課税に当たり、事業主が提出した「17年分の給与支払報告書」に社会保険料控除額が13万7,973円と記載されていることが確認できることから、申立人が、毎年の確定申告において、当該社会保険料控除額と同額の金額を記入していたものとうかがえるところ、当該社会保険料控除額に見合う標準報酬月額が9万8,000円と確認できる。

さらに、申立人が提出した平成17年8月4日付け、18年8月25日付け及び19年7月4日付けの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届から、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と確認できる上、前述の給与支払内訳書から確認できる標準報酬月額と一致している。

加えて、事業主は、「先代社長（父親）が病床にあった平成16年当時、多額の負債が生じていたことから、板前を除いた全従業員の給与を引き下げて経営の存続を図った。」と供述している上、当該事業所が保存している平成16年8月3日付け社会保険事務所長（当時）確認による健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書から、同事業所における被保険者6人中、事業主の親族である4人の標準報酬月額が、同年同月1日に随時改定されていることが確認できる。

このほか、申立期間①のうち、平成16年8月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成16年8月から同年12月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②については、申立人が提出した平成20年8月25日付けの有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届から、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と確認できる上、前述の給与支払内訳書から確認できる標準報酬月額と一致している。

また、有限会社Bが保存している平成17年1月から21年6月までの給与支払内訳書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間において、申立人がその主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。